

岩手県環境影響評価条例施行規則の一部改正（案）について

1 改正の趣旨

岩手県では、地域の実情にあった環境影響評価（アセスメント）制度の運用を行うために、岩手県環境影響評価条例（平成 10 年岩手県条例第 42 号。以下「条例」という。）を制定し、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。）の対象とならない規模・種類の事業に関する環境影響評価手続等を定め、法と一体的に環境影響評価制度を運用しています。

国は、令和 3 年 10 月 31 日、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 283 号。以下「改正政令」という。）を施行し、法の対象となる風力発電事業の規模要件を引き上げました。

岩手県では、国の改正を踏まえ、法の対象外となる規模の風力発電事業（出力 7,500 キロワット以上 3 万 7,500 キロワット未満）を条例に基づくアセスメントの対象とするため、対象事業の規模要件等を定めた「岩手県環境影響評価条例施行規則」（平成 11 年岩手県規則第 9 号。以下「規則」という。）の一部を改正するものです。

2 主な改正内容

(1) 風力発電事業の追加（別表第 1 関係）

風力発電事業に係る規模要件について、次のとおり定めます。

事業の種類	第 1 種事業の要件
電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条に規定する事業用電気工作物の設置又は変更の工事業	出力が 7,500 キロワット以上である風力発電所の設置の工事業
	出力が 7,500 キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業

(2) 軽微な修正の要件の追加（別表第 2 関係）

風力発電事業に係る評価書の公告手続前における事業内容の変更に当たって、環境影響評価その他の手続を経ることを要しない軽微な修正の要件について、次のとおり定めます。

- ・ 発電所の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
- ・ 修正前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

(3) 軽微な変更の要件の追加（別表第 3 関係）

風力発電事業に係る評価書の公告手続以降における事業内容の変更に当たって、環境影響評価その他の手続を経ることを要しない軽微な変更の要件について、次のとおり定めます。

- ・ 発電所の出力が 10 パーセント以上増加しないこと。
- ・ 変更前の対象事業実施区域から 300 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
- ・ 発電設備が 100 メートル以上移動しないこと。

(4) 経過措置

出力が 7,500 キロワット以上 10,000 キロワット未満の風力発電事業について、以下のいずれかに該当する場合は、改正後の規則は適用されません。

ア 改正政令の附則第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項に定める届出を行い、主務大臣による環境影響評価手続の要否に係る判定が行われた事業

イ 改正政令の附則第 3 条第 5 項又は第 4 条第 2 項に定める通知を行い、法（第 2 章を除く。）の規定による環境影響評価その他の手続を行う事業

3 今後の予定

(1) 公布

令和 4 年 6 月

(2) 施行

令和 4 年 10 月 1 日

【参考】環境影響評価（アセスメント）とは

環境影響評価（アセスメント）とは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民や地方公共団体、専門家などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

岩手県では、規模が大きく環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について条例に基づくアセスメントの対象事業としています。

【図】 法アセスメントと条例アセスメントの対象規模のイメージ

